

主要な政策に係る評価書(平成30年度実施政策)

(総務省31-③)

政策 ^(※1) 名	政策3:分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等			分野	地方行財政	
政策の概要	地方分権型社会の確立を目指した地方自治制度の見直しや簡素で効率的・効果的な地方行政体制の整備等を進めるとともに、地方分権の担い手を支える地方公務員制度の確立を図るため、定員・給与の適正化や地方公共団体における人材の育成・確保を推進する。					
基本目標 【達成すべき目標】	[最終アウトカム]:地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現 [中間アウトカム]:地方自治の本旨に基づいて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、国と地方公共団体との間の基本的関係を確認し、地方公共団体等の人事行政に関する根本基準を確立すること。					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分		28年度	29年度	30年度	31年度
	予算の状況 (注)	当初予算(a)	1,218	412	444	500
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	125	75	0	
		合計(a+b+c)	1,343	487	444	
執行額		1,260	357	302		

政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	経済財政運営と改革の基本方針2018	平成30年6月15日	第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組 6. 地方創生の推進 (1) 地方への新しいひとの流れをつくる (2) 中堅・中小企業・小規模事業者への支援 (3) まちづくりとまちの活性化 (4) 意欲ある地方自治体への後押し、地方分権改革の推進等
	まち・ひと・しごと創生基本方針2018	平成30年6月15日	Ⅲ. 各分野の施策の推進 5. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する (1) まちづくりにおける地域連携の推進 (2) エリアマネジメント等によるまちづくりの推進 (3) コンパクト・プラス・ネットワークの本格的推進 (4) 遊休資産等の活用を通じた地域の「稼ぐ力」の向上 (5) 地方経済の中核・中核都市等への投資の喚起 (6) 集落生活圏維持のための小さな拠点及び地域運営組織の形成 (7) 地域共生社会の実現 (8) 地方公共団体における持続可能な開発目標(SDGs)の推進

施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)			目標(値) 【年度】	達成 (※3)
				年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) ^(※2)				
				28年度	29年度	30年度		
地方分権型社会の確立に向けた地方制度の構築が進むこと	地方自治法及びその運用の見直しにより地方自治制度が改善されること	① 地方自治制度の見直し、普及<アウトプット指標>	第31次地方制度調査会の答申等を踏まえ、人口減少社会に的確に対応する三大都市圏及び地方圏の地方行政体制のあり方や、議会制度や監査制度等の地方公共団体のガバナンスのあり方等に関し、地方自治制度の見直しについて検討を開始。 【27年度】	第31次地方制度調査会の答申等を踏まえ、地方自治制度に関し必要に応じ見直しを実施。			第31次地方制度調査会の答申等を踏まえ、地方自治制度に関し必要に応じ見直しを実施。 【30年度】	○
人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点の形成を進めること	地方交付税措置等の支援策を通じた連携中核都市圏が全国展開されること	2 連携中核都市圏の形成数<アウトプット指標> 【AP改革項目関連:地方行財政改革・分野横断的な取組⑫】 【APのKPI】 ※連携中核都市圏…地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点	4圏域 (平成27年10月現在) 【27年度】	30圏域(平成32年度までの目標値)			30圏域 【32年度】	イ
地方公共団体の自主的・主体的な地方行革の取組が進むこと	地方公共団体における行政改革の取組状況の把握、公表を実施すること	3 地方公共団体における行政改革の取組状況<アウトプット指標>	地方公共団体が自主的・主体的に行政改革が行えるよう、取組状況を把握し、ホームページに調査結果を公表するなど、全地方公共団体等に必要な情報を提供。 【27年度】	地方公共団体が自主的・主体的に行政改革が行えるよう、取組状況を把握し、ホームページに調査結果を公表するなど、全地方公共団体等に必要な情報を提供。	地方公共団体が自主的・主体的に行政改革が行えるよう、取組状況を把握し、ホームページに調査結果を公表するなど、全地方公共団体等に必要な情報を提供。	地方公共団体が自主的・主体的に行政改革が行えるよう、取組状況を把握し、ホームページに調査結果を公表するなど、全地方公共団体等に必要な情報を提供。 【30年度】	イ	
民間委託等の業務改革に関する取組が進むこと	民間委託等の業務改革に関する取組が進むこと	4 (1)窓口業務のアウトソーシング 総合窓口の導入 (2)庶務業務の集約化<アウトプット指標> 【AP改革項目関連:地方行財政改革・分野横断的な取組⑪】 【APのKPI】	(1)窓口業務のアウトソーシング 208市区町村 総合窓口の導入 185市区町村 (2)庶務業務の集約化 143市区町村 【26年度】	(1)窓口業務のアウトソーシング 416市区町村 総合窓口の導入 370市区町村 (2)庶務業務の集約化 286市区町村 (平成32年度までの目標値)			(1)窓口業務のアウトソーシング 416市区町村 総合窓口の導入 370市区町村 (2)庶務業務の集約化 286市区町村 【32年度】	○
			(1)窓口業務のアウトソーシング275市区町村、総合窓口の導入213市区町村 (2)庶務業務の集約化 292市区町村	(1)窓口業務のアウトソーシング335市区町村、総合窓口の導入214市区町村 (2)庶務業務の集約化421市区町村	(1)窓口業務のアウトソーシング404市区町村、総合窓口の導入227市区町村 (2)庶務業務の集約化484市区町村			

地方分権の担い手を支える地方公務員制度が能率的かつ適正に運用されること	5	地方公務員数の推移 ＜アウトプット指標＞	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うにあたり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。 【27年度】	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うにあたり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うにあたり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うにあたり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うにあたり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。 【30年度】	イ
				<ul style="list-style-type: none"> 平成28年10月14日付けの総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」により、地方公共団体に対し、適正な定員管理について技術的助言を行った。 平成28年4月1日現在の地方公務員数の状況について調査及びとりまとめを行い、平成28年12月27日に報道発表・総務省ホームページに公表した。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年11月17日付けの総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」により、地方公共団体に対し、適正な定員管理について技術的助言を行った。 平成29年4月1日現在の地方公務員数の状況について調査及びとりまとめを行い、平成29年12月26日に報道発表・総務省ホームページに公表した。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年11月6日付けの総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」により、地方公共団体に対し、適正な定員管理について技術的助言を行った。 平成30年4月1日現在の地方公務員数の状況について調査及びとりまとめを行い、平成31年3月26日に報道発表・総務省ホームページに公表した。 		
				地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うにあたり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うにあたり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うにあたり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。		
地方公共団体の適正な給与制度・運用が図られること	⑥	給与制度・運用の適正化状況 ＜アウトプット指標＞	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるため、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。 【27年度】	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるため、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるため、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるため、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるため、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。 【30年度】	イ
				<ul style="list-style-type: none"> 平成28年10月14日付総務副大臣通知のほか、以下の各種会議の場などを通じ、各地方公共団体に対し、給与の適正化に関する技術的助言や情報提供を行った。 平成28年12月27日に各地方公共団体の給与の適正化に関する取組状況を報道発表・総務省ホームページに公表した。 ○主な会議 「人事委員会協議会 委員長・事務局長会議」(平成28年4月～8月 全国7ブロック) ・「全国人事委員会事務局長会議」(平成28年8月) 	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年11月17日付総務副大臣通知のほか、以下の各種会議の場などを通じ、各地方公共団体に対し、給与の適正化に関する技術的助言や情報提供を行った。 平成29年12月26日に各地方公共団体の給与の適正化に関する取組状況を報道発表・総務省ホームページに公表した。 ○主な会議 「人事委員会協議会 委員長・事務局長会議」(平成29年4月～8月 全国7ブロック) ・「全国人事委員会事務局長会議」(平成29年8月) 	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年11月6日付総務副大臣通知のほか、以下の各種会議の場などを通じ、各地方公共団体に対し、給与の適正化に関する技術的助言や情報提供を行った。 平成31年3月26日に各地方公共団体の給与の適正化に関する取組状況を報道発表・総務省ホームページに公表した。 ○主な会議 「人事委員会協議会 委員長・事務局長会議」(平成30年5月～8月 全国7ブロック) ・「全国人事委員会事務局長会議」(平成30年8月) 		
				各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるため、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるため、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるため、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。		
地方公共団体の適正な給与水準が確保されること	7	給与情報等公表システムによる公表実施率 ＜アウトプット指標＞	実施率99.7% (1,782/1,788団体) (平成27年4月30日現在) 【27年度】	実施率100%			実施率100% 【30年度】	ロ
				実施率99.7% (1,782/1,788団体) 平成28年4月30日現在)	実施率99.9% (1,786/1,788団体) 平成29年4月30日現在)	実施率99.8% (1,785/1,788) (平成30年4月30日現在)		

<p>地方公共団体の人事制度改革が適正に行われること</p>	<p>8</p>	<p>地方公共団体の人事制度改革の状況 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう、各種会議の場などを通じて、各地方公共団体に対し、臨時・非常勤職員の適正な任用等の確保や任期付職員制度の活用等に係る留意事項について必要な情報を提供。</p>	<p>公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう、各種会議の場などを通じて、各地方公共団体に対し、臨時・非常勤職員の適正な任用等の確保や任期付職員制度の活用等に係る留意事項について必要な情報を提供。</p>	<p>公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう、各種会議の場などを通じて、各地方公共団体に対し、臨時・非常勤職員の適正な任用等の確保や任期付職員制度の活用等に係る留意事項について必要な情報を提供。</p>	<p>公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう、各種会議の場などを通じて、各地方公共団体に対し、臨時・非常勤職員の適正な任用等の確保や任期付職員制度の活用等に係る留意事項について必要な情報を提供。</p>	<p>公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう、各種会議の場などを通じて、各地方公共団体に対し、臨時・非常勤職員の適正な任用等の確保や任期付職員制度の活用等に係る留意事項について必要な情報を提供。 【30年度】</p>	<p>1</p>
<p>地方公共団体の人事評価制度が適正に運用されること</p>	<p>9</p>	<p>地方公共団体の人事評価制度の活用状況 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>各地方公共団体において、人事評価制度の活用が図られるよう任用・給与等への活用調査等を実施し、その結果について、各地方公共団体に必要な情報を提供。 【27年度】</p>	<p>各地方公共団体において、人事評価制度の活用が図られるよう任用・給与等への活用調査等を実施し、その結果について、各地方公共団体に必要な情報を提供。</p>	<p>各地方公共団体において、人事評価制度の活用が図られるよう任用・給与等への活用調査等を実施し、その結果について、各地方公共団体に必要な情報を提供。</p>	<p>各地方公共団体において、人事評価制度の活用が図られるよう任用・給与等への活用調査等を実施し、その結果について、各地方公共団体に必要な情報を提供。</p>	<p>各地方公共団体において、人事評価制度の活用が図られるよう任用・給与等への活用調査等を実施し、その結果について、各地方公共団体に必要な情報を提供。 【30年度】</p>	<p>1</p>

<p style="text-align: center;">(※4)</p> <p style="text-align: center;">目標達成度合いの測定結果</p>	(各行政機関共通区分)	目標達成
	(判断根拠)	<p>測定指標1は、平成29年6月に法律が成立し、目標達成に向け地方公共団体に情報提供を随時実施しているが、本格的な施行は令和2年4月であって、引き続き必要な情報提供等を行っていく必要があることから、「目標達成に近い実績を示した」と判断した。</p> <p>測定指標2については、令和2年度までの目標値である30圏域を上回ることができた。</p> <p>測定指標3については、各年度で目標を達成した。</p> <p>測定指標4については、平成32年度までの目標値だが、(1)の「窓口業務のアウトソーシング」は目標達成に近い実績を示し、(2)の「庶務業務の集約化」は目標値を達成した。したがって、「相当程度進展あり」と判断した。</p> <p>測定指標5、6については、地方公務員制度に対する国民・住民の理解と納得が得られるよう、各地方公共団体に対し、地方公務員の給与、定員等に関する必要な情報提供や技術的助言を行った。</p> <p>測定指標7については、目標には達していないものの、相当程度進展している。</p> <p>測定指標8については、各地方公共団体に対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、会計年度任用職員制度への移行に向けた情報提供等を行った。</p> <p>測定指標9については、各地方公共団体に対し、各種会議の場や専門家派遣事業などの機会を通じて、人事評価結果の活用方法について情報提供等を行った。</p>
	<p><施策目標> 地方分権型社会の確立に向けた地方制度の構築が進むこと</p> <p>当該施策目標については、第31次地方制度調査会の審議状況等を踏まえての地方自治制度の見直しは、平成29年6月2日に地方自治法等の一部を改正する法律が成立し、同年6月9日に公布された。平成30年4月1日には一部が施行され、目標達成のための情報提供は随時実施をしていることから、相当程度進展があった。</p> <p>・測定指標1については</p> <p>①地方公共団体における事務が適切に実施され、住民の福祉の増進を図るよう、内部統制に関する方針の策定を行ったこと。</p> <p>②監査基準(案)を策定することで、監査制度の充実を強化させたこと。</p> <p>③決算不認定の場合における長から議会への報告規定の整備を行い、決算審議を通じて議会の監視機能がより適切に発揮されることが期待されるようになったこと。</p> <p>④長や職員への萎縮効果を低減させるため、軽過失の場合における損害賠償責任の長や職員個人への追及のあり方の見直しを行うこととしたこと。</p> <p>以上の点に加え、本格的な施行は令和2年4月1日であって引き続き必要な情報提供等を行っていく必要があることを踏まえ、本政策は目標に近い実績を示したものと判断した。</p>	
<p><施策目標> 人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点の形成を進めること</p> <p>当該施策目標については、地方交付税措置等の支援策を通じ連携中枢都市圏が全国展開されたことにより、目標を達成できた。</p> <p>・測定指標2については、地方交付税措置や「新たな広域連携促進事業」などの支援策を実施したことや、連携中枢都市圏の形成に関して必要な助言や情報提供を行ったことなどにより、平成30年度末時点で31圏域が形成され、令和2年度までの目標値である30圏域を上回ることができた。</p>		
<p style="text-align: center;">政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)</p>	<p><施策目標> 地方公共団体の自主的・主体的な地方行革の取組が進むこと</p> <p>測定指標3については、「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について(平成27年8月28日付け総経第29号)」第2及び第3において、地方行政サービス改革に関する「取組状況・方針の見える化」及び「比較可能な形での公表」について毎年度フォローアップを実施し、その結果を広く公表することとされたことを踏まえ、毎年度、全国の自治体における行政改革の取組状況の公表を行った。行革一般については成果が上がっていると考えているが、今後の人口減少社会においては、AI・RPA等のICTを活用した行政改革が特に求められると考えており、そうした観点から次の測定指標を設定する。</p> <p>測定指標4については、測定指標3の行政改革の取組状況の公表と併せて、各自自治体における行政改革に関する取組の参考として事例集を作成し、情報提供を行ったことや、各種会議の場など、様々な機会を捉えて、行政改革の取組状況に関する情報提供を行ったことで、各自自治体における行政改革の取組に相当程度進展があった。総合窓口の導入については、組織・職員体制の変更を伴う場合があることや、庁舎の改修等が必要となる場合があることなど、導入コストが課題と考えられるが、こうした課題への対応事例をヒアリング等で把握し、横展開を図っていく。</p>	
	<p><施策目標> 地方分権の担い手を支える地方公務員制度が能率的かつ適正に運用されること</p> <p>・測定指標5については、地方公共団体定員管理調査を実施し、その調査結果や、調査結果に基づいて作成した類似団体別職員数の状況などの参考情報を地方公共団体に対し情報提供した。</p> <p>・測定指標6については、地方公務員給与実態調査を実施し、その調査結果に基づいて作成したラスパレス指数などを地方公共団体に対し情報提供した。</p> <p>・測定指標7については、給与の適正化に関する調査・公表を実施し、給与情報等公表システムによる公表が未実施の団体に対して、公表するよう助言した。</p> <p>・測定指標8については、会計年度任用職員制度への移行に関する各種調査を実施するとともに、事務処理マニュアルの改訂やチェックリストの配布、助言通知の発出を通じて情報提供等を適切に行った。</p> <p>・測定指標9については、地方公共団体の人事評価結果の活用状況について調査を実施するとともに、調査結果を踏まえ、通知による助言や各種会議の機会を通じて情報提供等を適切に行った。</p>	
	<p><施策目標> 地方分権の担い手を支える地方公務員制度が能率的かつ適正に運用されること</p> <p>測定指標1については、第32次地方制度調査会の審議状況等を踏まえての地方自治制度の見直しを引き続き検討し、各地方公共団体に対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、必要な情報提供等を行っていく。</p> <p>測定指標2については、目標を達成したが、今後も引き続き、地方交付税措置や「新たな広域連携促進事業」などの支援策を通じ、圏域の形成を進めるとともに、各圏域における取組の深化を目指していく。</p> <p>測定指標3については、目標を達成したことから、新たな目標値を設定する。</p> <p>測定指標4については、未達成の事項について引き続き目標値の達成を目指す。</p> <p>測定指標5については、各地方公共団体に対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、部門別・職種別職員数や類似団体別職員数など、地方公共団体の適正な定員管理のために必要な情報の提供及び助言を行っていく。</p> <p>測定指標6については、各地方公共団体に対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、ラスパレス指数や平均給与月額など、地方公共団体の給与制度・運用の適正化に必要な情報の提供及び助言を行っていく。</p> <p>測定指標7については、引き続き未実施団体に助言を行っていく。</p> <p>測定指標9については、各地方公共団体に対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、人事評価結果の活用団体における活用事例の提供など、地方公共団体における人事評価結果の活用の更なる促進に必要な情報の提供や助言を行っていく。</p>	
<p style="text-align: center;">次期目標等への反映の方向性</p>	<p>(平成32年度予算概算要求に向けた考え方)</p> <p>Ⅲ 予算の継続・現状維持</p>	

	平成32年度予算概算要求への主な反映内容	測定指標に関連する事業である圏域における広域連携の推進については、引き続き連携中枢都市圏の形成等を進めていくため、対前年度同額程度の要求を行うこととする。
	税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	—

学識経験を有する者の知見等の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・評価対象政策の測定指標等に対する山本先生からのご指摘を踏まえ、連携中枢都市圏の説明を追記。 ・第32次地方制度調査会において、人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年頃から逆算し顕在化する諸課題とその対応する観点から、圏域における地方公共団体の協力関係、公・共・私のベストミックスその他の必要な地方行政体制のあり方について、外部有識者の知見を活用している。
------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料、データその他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体における内部統制・監査に関する研究会 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chihoukoukyou_naibu/index.html ・地方制度調査会 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/chihou_seido/singi.html ・地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査 http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyousei04_02000072.html 「地方公務員の給与・定員等の状況」 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/teiin-kyuuyo.html
-------------------------------	---

担当部局課室名	自治行政局総務室、行政課、住民制度課、外国人住民基本台帳室、市町村課、行政経営支援室、公務員課、給与能率推進室、福利課	作成責任者名	自治行政局総務室長 石塚 雅啓	政策評価実施時期	令和元年8月
---------	---	--------	-----------------	----------	--------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 凡例「イ」: 目標達成、「ロ」: 目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」: 目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「一」: 目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

※5 表中の「新経済・財政再生計画 改革工程表」とは、「新経済・財政再生計画 改革工程表2018」(平成30年12月20日経済財政諮問会議決定)であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要な主な指標(Key Performance Indicator)のことである。